

令和5年5月2日

保護者 各位

特定非営利活動法人きらり

新型コロナウイルスに係る対応の見直しについて（お知らせ）

日頃より、当園の保育運営にご理解、ご協力賜り誠にありがとうございます。当園の新型コロナウイルスに係る対応について、下記のとおり見直しを行います。保護者の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策にご協力を願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者の登園について

	変更前	変更後
陽性者	・発症日（無症状者は検体採取日）から7日間の自宅待機	<ul style="list-style-type: none">「発症した後5日を経過し、かつ、<u>症状が軽快</u>した後、1日を経過するまで」は、登園停止とする。 ※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。登園に際しては、「治癒報告書」を保護者が記入し、園に提出する。
濃厚接触者	・濃厚接触者として特定された者は、所定の期間、登園停止とする。	<ul style="list-style-type: none">濃厚接触者の特定は行わず、行動制限及びその協力要請は行わない。園児の同居している家族（両親・きょうだい・祖父母等）が新型コロナウイルス感染症に感染しても、登園停止は行わない。
自宅待機のお願い	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に罹患した園児が、感染可能期間に登園していた場合、最終登園日から5日以内に、概ねクラスの20%にあたる園児が陽性になった場合は、クラスの最終登園日から5日間の自宅待機を要請感染可能期間に新型コロナウイルス感染症に罹患した園児が登園していた場合、陽性者の発生や今後の対応について、その都度保護者へ通知を行う。	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に罹患した園児が感染可能期間に登園していた場合であっても、クラス閉鎖は行わず、登園は継続陽性者の発生については、その都度保護者へは通知しないが、感染拡大の兆候が見られる場合には、注意喚起のため、通知を行う。

2 感染予防対策について

- (1) お子さんの登園につきましては、お子さんにいつもと変わった様子がないか、毎朝体調を確認いただき、体調が悪い場合には登園を控えていただくよう、お願いいたします。
- (2) 発熱、下痢・嘔吐があった場合は、薬を使わずに症状が治まって、24時間経過してから登園させるようお願いいたします。（受診の結果、主治医が登園を認めた場合には、この限りではありません）

以上